

中小企業信用保証料補給制度のご案内

出雲崎町では、中小企業者の皆様の資金調達に便宜を図るため、新潟県信用保証協会の債務保証により、資金の融資を受けるために支払う保証料の一部を補給（助成）する制度「出雲崎町中小企業信用保証料補給事業」を実施しております。

信用保証付きの借入をした際には是非にご利用ください。

補給制度の詳細は下記のとおりです。

《制度概要》

1. 補給対象事業者

出雲崎町内に住所若しくは事業所を有する事業者で下記に掲げた業種となります。

<対象業種>

日本標準産業分類に定める鉱業、建設業、製造業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、飲食店、宿泊業、医療、福祉、教育、学習支援業、複合サービス事業及びサービス業（他に分類されないもの）。ただし、風俗営業等の規制及び、業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第11項に規定する接客業務受託営業並びにサービス業（他に分類されないもの）のうち娯楽業、医療、福祉のうち医療業を除く。

2. 補給割合

補給対象制度融資名	貸付額	補給割合	備考
出雲崎町地方産業育成資金	1,000万円以下の金額	50%	
一般資金	1,000万円以下の金額	50%	カードローン、当座貸越を除く。
	1,000万円超3,000万円以下の金額	30%	

※算定された補給金額に1円未満の端数が生じた場合は、切り捨てとなります。

3. 補給申請について

出雲崎町役場産業観光課にて申請受付をしております。

○必要書類

- ・ 出雲崎町中小企業信用保証料補給申請書
- ・ 信用保証協会発行の「信用保証決定のお知らせ（お客様用）」（信用保証料計算書）の写し
- ・ 借入申請書等の写し（融資金額・期間、返済方法が記載されているもの）

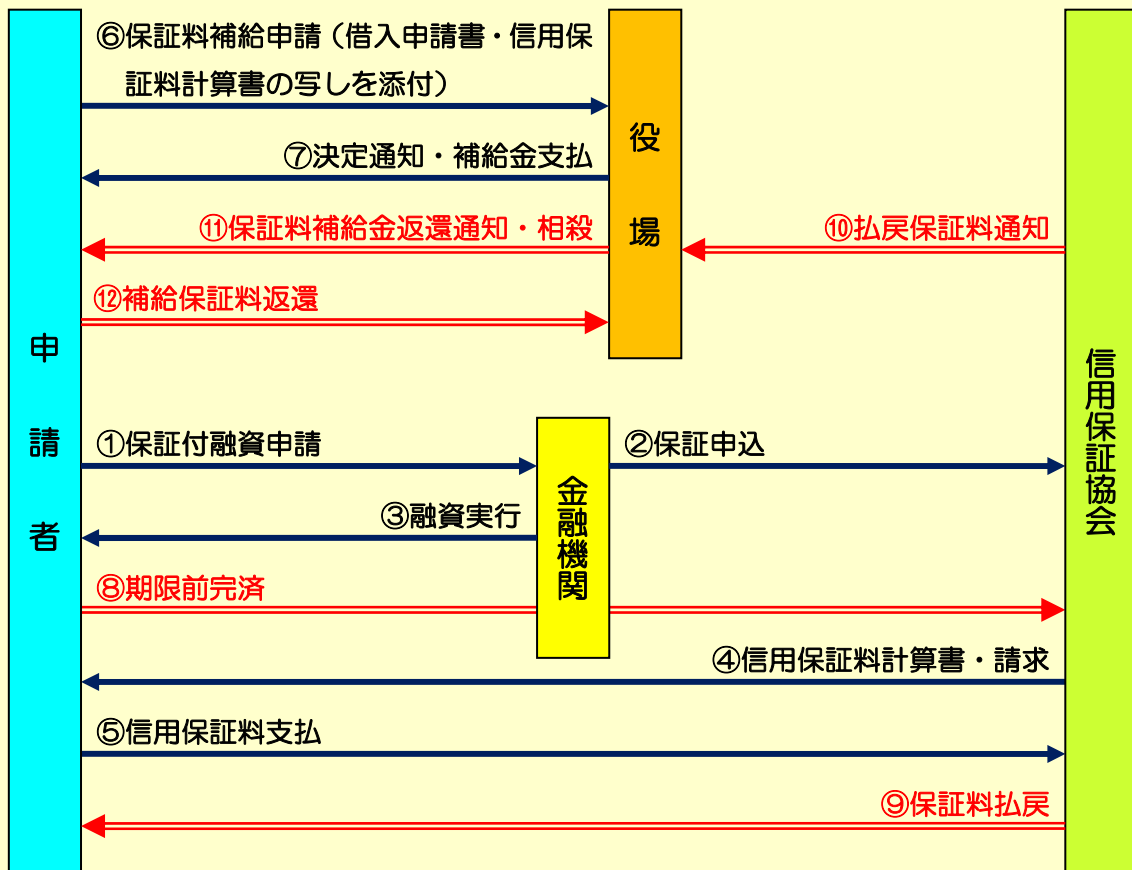
以上の3点を申請時にご提出ください。審査により補給が決定された場合は、出雲崎町中小企業信用保証料補給決定通知書が送付され、後日、申請書に記載した所定の口座に補給金が入金されます。

* 書類関連：出雲崎町中小企業信用保証料補給申請書 ([PDF/Word](#))

◎本制度のお問い合わせはこちらまで

出雲崎町役場産業観光課 商工観光係 TEL 0258-78-2291

融資から信用保証料補給申請までの事務手続きの流れ（フローチャート）



※赤字（⑧～⑫）は期限前完済時に行う手続きとなります。